

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年10月24日（令和7年（行個）諮問第283号）

答申日：令和8年7月10日（令和8年度（行個）答申第85号）

事件名：本人の負傷に係る意見書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年7月28日付け兵労個開第164号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の一部の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

意見書の3、4、5の医師記載欄の開示を希望します。

特定裁判所へ仮処分の申立て訴訟するために早急に必要のため、急ぎで請求されています。代理弁護士からの希望にそって請求します。

私自身の病状のことであり、私自身の情報ですので開示して頂きたいです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和7年7月9日付け（同月14日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求をした。

（2）これに対し、処分庁が令和7年7月28日付け兵労個開第164号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月29日付け（同年8月1日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 本件審査請求における争点について

審査請求人は、本件審査請求において、本件対象保有個人情報のうち意見書の項目3ないし5について、原処分における不開示部分を開示すべき旨を主張するところ、これらの不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①の不開示部分は、労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。この情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項7号柱書き該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①の不開示部分は、労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、この情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記アで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することを躊躇し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

ウ 小括

上記ア及び上記イのとおり、原処分において不開示とした部分について、同表中「法78条1項各号該当性」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年10月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月7日 審議
- ④ 令和8年6月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年7月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、意見書の項目3ないし5（別表の2欄に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は、不開示理由を法78条1項2号及び7号柱書きに変更した上で、不開示を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、特定労働基準監督署の照会に対して主治医が提出した意見書の記載の一部である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、医師が自身の認識している事実関係等について率直な意見を述べることをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、兵庫労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について兵庫労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書が送付され、また、兵庫労働者災害補償保険審査官から審査請求人に対して署長意見書の写しの送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書等の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、

当該決定書等記載の情報については不開示を維持する事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同項2号及び7号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同項2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

本件対象保有個人情報記録された文書

審査請求人が業務により令和6年特定月日に事故による負傷した件で、特定労働基準監督署が審査請求人の受診した医療機関（特定病院）に照会をした意見書（依頼書及び回答）

別表

1 文書番号及び対象文書名	2 不開示を維持する部分	
	該当部分	法78条1項各号該当性
1 意見書等	① 2頁 項目3ないし5の 不開示部分	2号及び7号柱書き

（注）当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。